

湖南文理学院与琵琶湖学院大学・琵琶湖学院大学大专部  
友好交流协议书

中华人民共和国湖南文理学院与日本琵琶湖学院大学・琵琶湖学院大学大专部为促进双方在学术研究、教育等领域的友好交流，本着平等互利的原则，特缔结以下协议。

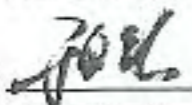
第一条 双方就学术、教育等共同关心的方面，在以下项目上开展友好交流活动。

- (1) 教师及研究人员的交流
- (2) 学生间的交流及相互接受留学生
- (3) 双方相互认可各自所设相应课程的学分
- (4) 开展共同研究
- (5) 开展短期留学及举办日本語・中国語講座
- (6) 交换学术信息及资料
- (7) 举办讲座、讲演及研讨会
- (8) 其他双方认可的事项

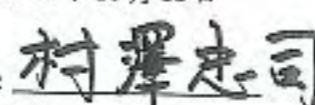
第二条 上述各项的实施细则，以本协议书为原则，由具体实施者双方协商决定。

第三条 本协议书自双方签字之日起有效期5年。在双方同意的情况下，可自动延长。但是，本协议书如须更改或终止时，必须在6个月以前以书面形式通知对方。

2011年10月15日

签名：  
中华人民共和国  
湖南文理学院  
校长 魏 飏

2011年10月15日

签名：  
日本国  
琵琶湖学院大学  
琵琶湖学院大学大专部  
校长 村澤忠司

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部と湖南文理学院  
友好交流に関する協定書

日本国びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部と中華人民共和国湖南文理学院は平等互恵の原則に基づき、双方における学術研究・教育及び友好交流を促進するため、次のとおり友好協定を締結する。

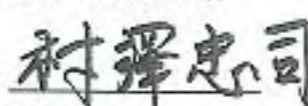
第一条 双方は、それぞれ学術交流及び教育上の関心を持つ分野において、以下の項目につき、交流を促進することにする。

- (1) 教員及び研究者の交流
- (2) 学生間の交流及び留学生の受入れ
- (3) 双方は各自のカリキュラムに相応した科目の単位認定
- (4) 共同研究の実施
- (5) 短期の語学留学及び日本語・中国語講座の実施
- (6) 学術情報及び資料の交換
- (7) 講義、講演及びシンポジウムの実施
- (8) その他双方が合意した事項

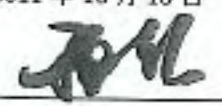
第二条 前条に基づく交流の実施細則について、本協定書に基づき具体的なプロジェクトを執り行う当事者間で協議決定するものとする。

第三条 本協定書の有効期間は双方が署名した日から5年とする。ただし、双方が書面による中止の申し出がなければ、自動的に延長することができる。また、本協定書を変更及び中止したい場合は、6ヶ月前までに書面にて通知しなければならない。

2011年10月15日

署名：  
日本国  
びわこ学院大学  
びわこ学院大学短期大学部  
学長 村澤 忠司

2011年10月15日

署名：  
中華人民共和国  
湖南文理学院  
学長 魏 飏

湖南文理学院与琵琶湖学院大学・琵琶湖学院大学大专部  
关于接受留学生的协议书

日本国琵琶湖学院大学・琵琶湖学院大学大专部（以下称为「甲方」）与中华人民共和国湖南文理学院（以下称为「乙方」）在双方的友好交流协议的基础上，就接受留学生等事宜签订以下协议。

1. 留学模式

- (1) 乙方选送日语系日语专业的在校学生至甲方大专部学习日语及甲方大专部所设专业学习专业知识。甲方大专部为乙方学生提供取得学分的机会。
- (2) 乙方学生在乙方所修学分数达到甲方大学大专部一年级的应修学分数时，经学生本人提出申请和甲方审查后可编入甲方大专部二年级。
- (3) 乙方学生在甲方大专部学习期间为一年。

2. 学分认可

甲方和乙方相互认可各自所设相应课程的学分。

3. 报名资格

- (1) 取得乙方的校长的推荐。
- (2) 满足甲方的「外国人留学生招生简章」的报名条件。
- (3) 经过乙方关于报名者的经费支付人的经济能力的确认。

4. 考试的实施

- (1) 乙方向甲方推荐有留学意向的学生。
- (2) 甲方对乙方推荐的学生的有关资料进行审查后，决定是否录取。

5. 招收人数及学杂费标准

甲方大专部每年招收乙方学生人数为5~10名。

乙方每年有4名以上的学生入甲方大专部留学时，乙方另外可选派一名入甲方大专部免费学习。但甲方大专部只免除该生学杂费，其在日的生活费及往返机票需自理。

学杂费以「2012年度外国人留学生招生简章」为准。（「2012年度外国人留学生招生简章」为本协议附件）

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部  
と湖南文理学院との間の  
留学生受け入れに関する協定書

日本国びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部（以下「甲」という。）と中華人民共和国湖南文理学院（以下「乙」という。）は、双方の友好交流協定に基づき、留学生の受け入れに関する相互協力について、以下の条項に合意する。

1. 留学モデル

- (1) 甲の短期大学部は、乙の日本語学部日本語専攻に在籍する学生を第一学年に受け入れ、日本語および甲の短期大学部各コースが開設する専門領域の学修、単位修得の機会を提供する。
- (2) 甲の短期大学部は、乙の学生が乙において取得した単位が相当数ある場合、当該学生の申し出により、甲の短期大学部における協議を経て、甲の短期大学部第二学年への編入学を認めることがある。
- (3) (1)(2)いずれの場合も、乙の学生が、甲の短期大学部で学ぶ期間は、一年を上限とする。

2. 単位の認定

甲と乙の双方は各自のカリキュラムに相応した科目の単位を認定する。

3. 出願資格

- (1) 乙の学長が推薦した者。
- (2) 甲の「外国人留学生募集要項」の出願資格の条件を満たしている者。
- (3) 乙が出願者の経費支弁者の経費支弁能力を確認した者。

4. 入学試験の実施

- (1) 乙は甲に学生を推薦する。
- (2) 甲は乙の推薦した学生について、書類審査を行い入学の可否を決定する。

5. 受け入れ学生数及び諸費用の基準

甲の短期大学部の受け入れ学生数は一学年において5名から10名とする。

また、甲の短期大学部は、乙の学生が一学年度に4名以上、甲の短期大学部に入学する場合、別枠として乙が推薦する1名について、当該学生の学費および諸会費を全額免除する。ただし、留学に関する生活費および渡航費は個人負担とする。

学費及び諸会費は、甲の「外国人留学生募集要項」に準ずる。（「2012年度外国人留学生募集要項」添付）

6. 学历与学位

- (1) 编入甲方大专部二年级的学生，在取得甲方大专部毕业所需学分及满足毕业条件的情况下，甲方大专部授予该学生大专毕业证书及大专学士学位。
- (2) 甲方大专部对乙方的学生出具在所修课程及学分证明书。

7. 学生支援工作

- (1) 甲方和乙方积极协调合作，做好合格学生的出入境手续工作。
- (2) 甲方对于合格者，给予赴日所需的「在留资格认定证明书」的申请等全面支持。
- (3) 学生入学甲方后，甲方在学生的学习、生活等方面给予积极的关怀与指导。


8. 本协议书以外未定事项，如有必要，由双方协商决定。

9. 本协议书自双方签字之日起生效。有效期为签字年度的3月31日。其后，如双方都无在有效期的6个月前通知对方解约，本协议书将自动延长1年。

10. 本协议书由中日文制成，一式两份，双方各持一份。

2011年10月15日

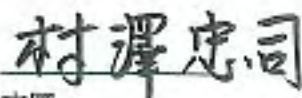
签名：

  
中华人民共和国  
湖南文理学院

校长 魏怡

2011年10月15日

签名：

  
日本国  
琵琶湖学院大学  
琵琶湖学院大学大专部

校长 村泽忠司

6. 学歴と学位

- (1) 甲の短期大学部は、甲の短期大学部の第二学年に編入学した乙の学生が、甲の短期大学部の定める卒業に必要な要件を充足した場合、当該学生に甲の短期大学部の卒業証書および当該学位記を授与する。
- (2) 甲の短期大学部は、甲の短期大学部において乙の学生が取得した科目および単位数の証明書を発行する。

7. 学生支援

- (1) 甲と乙は、合格者の甲への入学するための出入国に関する手続きに積極的に協力する。
- (2) 甲は、合格者に対して、日本国入国のための「在留資格認定証明書」の取得に積極的に協力する。
- (3) 甲は、乙の学生の甲への入学後、生活・学習全般にわたり、情報提供及び指導、助言を行う。

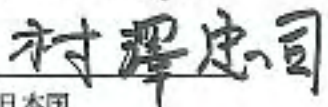
8. 本協定書に定めていない事項については、その都度必要に応じて双方で協議の上、定める。

9. 本協定書は、調印の日を以て発効する。有効期間は調印年度の3月31日とする。その後は、いずれかの大学が書面により、6ヶ月前までに本協定書の終了を通知しない限り、自動的に1年間延長する。

10. 本協定書は、日本語及び中国語で作成し、一式二部で、双方は各一部を保管する。


2011年10月15日

署名：

  
日本国  
びわこ学院大学  
びわこ学院大学短期大学部  
学長 村澤 忠司

2011年10月4日

署名：

  
中華人民共和国  
湖南文理学院

学長